# 監査結果に係る措置状況報告書

(令和5年10月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第7号 令和5年10月10日

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦 同 牧 直 樹

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等が あったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

## 目 次

福		祉		部	•••••	1
教教	育委員	員 会 政	事 務 策	局 室	•••••	37
教 施	育委員	員 会 整	事 務 備	局 室	•••••	39
教 学	育委員	員 会 教	事 務 育	局 部		44
教社	育委員	員 会 数	事務	局郊	•••••	71

## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

- 通知を行った者
  東大阪市長 野 田 義 和
- 通知を受けた日
  令和5年9月6日
- 3. 監査結果に関する報告 令和 5 年 3 月 27 日監報第 9 号 監査結果報告書
- 4. 監査の対象 福祉部所管事務

## 地域福祉課

## 1 社会を明るくする運動補助金交付事務について

当課では、東大阪地区保護司会が実施する社会を明るくする運動を支援するために、社会を明るくする運動補助金交付要綱(以下「要綱」という。)を制定し、補助金を交付している。

ところで、企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、実績報告への領収証書等(写し)の添付を義務付けるように定められているものの、要綱でこれについて規定しておらず、添付もされていない。

適正な事務処理をされたい。

#### 措置内容

#### 措置済

ご指摘を踏まえ、令和4年度の実績報告書では領収証書等(写し)の提出を求め、適切な処理を行いました。

要綱上、領収書の添付については明記しておりませんが、第12条第2項に規定している市 長が必要と認める書類に含まれているものとして適正に処理を行っております。

## 2 公有財産の貸付事務について

当課では、所管する土地を駐車場として整備、運営させるため業者に貸し付けている。 ところで、当該貸付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 特記仕様書において、業者は、駐車場の設備等の保守点検及び場内の清掃等に関する維持管理を定期的に行うと規定しているが、履行確認を行っていないもの。
- (2) 特記仕様書に基づき、業者から届け出された緊急連絡体制が見当たらず、不明となっているもの。

#### 措置内容

#### 一部措置済

- (1) ご指摘を踏まえ、令和5年度より、業者に半期に一度、実績報告書の提出を求め、履行 確認を行うこととしております。
- (2) ご指摘を踏まえ、業者より緊急連絡体制の届け出を受け、令和4年11月より適正な事務処理を行っております。

## 介護事業者課

システム機器保守業務委託契約について

当課では、介護保険事業者指定等システム機器及び障害福祉事業者指定等システム機器保守 業務について、業者と長期継続契約を締結している。

ところで、契約書において、受託者は当月分の委託料を翌月に書面により請求すると規定しているが、当月に請求されている。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

#### 措置済

システム機器保守業務委託契約に基づく委託料の請求時期の誤りにつきましては、適切な時期による請求となるよう業者と情報共有に取り組み、令和4年11月分より当月分の委託料を翌月に書面により請求するとして適切な運用に訂正いたしました。

## 障害福祉事業者課

## 1 資金前渡事務について

当課では、財務規則第 41 条の規定に基づき、駐車場使用料について、毎月、資金の前渡を 受けている。

ところで、前渡資金を使用せず立替払をしているものが見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

## 措置済

指摘事項につきましては、定期監査実施日である令和4年10月14日以降、立替払をせず、 資金前渡にて支払うことで、適切な事務処理を行っております。

## 2 事業者指定等システム保守業務委託契約について

当課では、事業者指定等システム保守業務について、業者と委託契約を締結している。 ところで、契約書において、支払請求に際し、実施した保守業務を一覧表として作成し、報 告しなければならないと規定しているが、報告されていない。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

## 措置済

指摘事項につきましては、令和4年4月から同年9月までの支払請求時に報告を受けていなかった保守業務一覧表を委託業者より受け取り、今後は支払請求時に、当該期間に行った保守業務の一覧表を作成の上、報告を受けることで適切な事務処理を行っております。

## 高齢介護課

#### 1 敬老事業補助金交付事務について

当課では、校区福祉委員会が実施する敬老事業及び関係事業を支援することにより、高齢者の相互親睦や健康増進など、地域の高齢者福祉に寄与することを目的として、敬老事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)を制定し、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会に対し、補助金を交付している。

ところで、企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、実績報告への領収証書等(写し)の添付を義務付けるように定められているものの、要綱でこれについて規定しておらず、添付もされていない。

適正な事務処理をされたい。

#### 措置内容

#### 措置済

指摘事項につきましては、社会福祉協議会に対して補助事業に係る支出を証する書類の提出 を義務づけるよう令和5年3月1日付で要綱改正し、令和4年度の実績報告より支出を証する 書類の提出を受けており、適正な事務処理を行っております。

#### 2 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 見積書に内訳などの積算根拠が記載されていないもの。
- (2) 契約書に規定している委託事業仕様書と個人情報並びに特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(以下「個人情報等の取扱いに関する特記事項」という。)を、起案書に添付せずに回議しているもの。
- (3) 契約書及び個人情報等の取扱いに関する特記事項において、委託業務の再委託は市の承諾を得た場合に限り行うことができるとされ、受託先から再委託申請書が提出されているが、当該申請書には、行政管理部が示す様式(ひな形)にある再委託先の所在地、再委託の範囲及び再委託料の額や、個人情報等の取扱いに関する特記事項で規定している再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策、再委託先に対する管理及び監督の方法が記載されていないもの。
- (4) 再委託申請書に再委託先の名称が誤って記載されているもの。
- (5) 契約書で委託業務の成果に関する報告書を提出したときは、委託料の支払を請求することができると規定しているが、提出前に請求されているもの。

#### 措置内容

## 一部措置済

- (1)指摘事項につきましては、令和5年3月からの契約より、見積り内訳の詳細資料の提出 を求め、適正な事務処理を行っております。
- (2) 指摘事項につきましては、令和5年3月からの契約より、起案時において仕様書等必要 書類を起案書へ添付し、適正な事務処理を行っております。
- (3) 指摘事項につきましては、令和4年7月13日付の契約において行政管理部が示す様式 により再委託承認願の提出を受けておりましたが、ご指摘の通り個人情報等の取扱いに関する 特記事項に規定する内容の記載がないため、現在、事業者に再提出するよう指示しております。
- (4)指摘事項につきましては、令和4年11月に正確な内容で再委託申請書の再提出を受け、 適正な事務処理を行っております。
- (5)指摘事項につきましては、報告書を提出後に請求を行う旨、契約相手先と双方で確認し、 令和4年11月より適正な事務処理を行っています。

## 3 公の施設の指定管理について

当課が所管する五条老人センター、高井田老人センター、角田総合老人センターについては、 非公募で選定された社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)が市と の協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 市と協議会は、各老人センターの指定管理業務に加え、複数の委託契約を締結しているが、指定管理業務の仕様書に、別途締結している委託業務が含まれているもの。
- (2) 協定書において、協定期間終了後に提出する事業報告書に管理業務の実施状況を記載しなければならないと規定しているが、記載されていないもの。

## 措置内容

#### 措置済

- (1)指摘事項につきましては、令和5年度の協定より、指定管理業務のみを記載した仕様書としており、適正な事務処理を行っております。
- (2)指摘事項につきましては管理業務の実施状況を記載する旨を協定相手方と双方で確認し、 令和4年度の事業報告書より適正な事務処理を行っております。

## 荒本老人センター

## 備品の管理について

財務規則第174条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

#### 措置済

指摘事項につきましては、令和4年11月より再度所属にある備品の整理を行い、適正な事 務処理を行っております。

引き続き、所管の備品管理の徹底に努めてまいります。

## 地域包括ケア推進課

## 1 介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付事務について

当課では、介護保険法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の うち、訪問型助け合いサービス又は通所型つどいサービスに係る補助金の交付について、介護 予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。) を制定し、補助金を交付している。

ところで、要綱において、補助対象者は事業実施前に当該年度分の事業実施計画書を、同計 画書に変更があるときは事業実施計画変更届出書を提出し、それぞれ承認を受けなければなら ないと規定しているが、承認起案を行っていない。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

## 措置済

令和 5 年度事業実施計画書及び事業実施計画変更届出書より、受理時に承認起案を行い、適 正な事務処理に努めております。

## 2 契約事務について

委託契約事務において、契約書で事業を実施する施設等の管理者は、管理賠償責任保険等に加入しなければならないと規定しているが、加入の確認を行っていないものが見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

## 措置済

令和5年度契約時において加入の確認を行い、適正な事務処理に努めております。

加えて、毎年実施している地域包括支援センターへのヒアリング時に、保険証券の確認を実施し、適正な事務処理を行ってまいります。

## 3 レターパックの管理について

レターパックは、郵便切手と同様にその出納を遅滞なく記録し、常にその残数を明瞭にして おくべきものである。

ところで、レターパックについて受払簿が備え付けられていない。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

· 措置済· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
令和5年1月より、レターパックの受払簿を作成し、適正な事務処理に努めております。

## 介護保険料課

#### 1 介護保険料の未収金及び不納欠損について

介護保険料の滞納繰越分は、令和 3 年度決算で、調定額 324,003,512 円に対し、収納済額 55,921,928 円、収納率 17.26%で、前年度と比較して、収納済額で 5,885,881 円、収納率で 2.78 ポイント増加する一方、268,081,584 円の未収金が発生し、このうち 136,838,459 円を不納欠損処分している。また、令和 4 年 9 月 30 日現在では、調定額 251,189,759 円に対し、収納済額 29,238,390 円、収納率 11.64%で、未収金額は 221,951,369 円となっている。

滞納繰越分の収納率は前回の監査指摘時より毎年度向上するとともに、滞納処分を開始した ところであるが、介護保険料の未納は、給付制限等、未納者本人の不利益につながるものであ り、公平性の観点からも、更なる未収金の早期回収に努められたい。

#### 措置内容

#### 改善中

介護保険料の滞納繰越分は令和 4 年度決算において、調定額 251,150,600 円に対し、収入額 は 53,102,022 円、収納率は 21.14%となっております。また、未収金は 198,048,578 円となっており、このうち不納欠損額は 85,449,620 円でした。

指摘事項につきましては、これまでも債権管理の適正化を重要な課題と認識しており、口座 振替の奨励、市政だより等による納付勧奨、減免制度の案内、未納者に対する督促状・催告書 の送付および滞納処分を行い、収入未済額と不納欠損額の減額に取り組んできたところであり ます。

ご指摘の点も踏まえ、今後も未収金の早期回収に努めてまいります。

## 2 資金前渡事務について

当課では、財務規則第 41 条の規定に基づき、駐車場使用料について、資金の前渡を受けている。

ところで、同規則第 206 条の 7 において、資金前渡職員は現金出納簿を備えなければならないと規定されているが、備えていない。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

## 措置済

指摘事項につきましては、現金出納簿を整備し、監査指摘以降、適正な事務処理を行っております。

## 3 介護保険料帳票封入等業務委託契約について

当課では、介護保険料帳票封入等業務について、業者と委託契約を締結している。

ところで、契約書において、委託料は委託期間終了後、委託業務の成果に関する報告書の提 出時以後に支払うと規定しているが、委託期間終了後ではなく毎月の業務完了後に支払ってい る。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

## 措置済

指摘事項につきましては、契約書条文の見直しを行い、令和5年4月より適正な事務処理を行っております。

## 4 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。また、同規則第 193 条において、備品については、備品整理票をはり付けるなどにより、品名、整理番号(以下「品名等」という。)を表示しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものや品名等を表示していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

#### 措置済

指摘事項につきましては、廃棄処理及び品名表示を行う等備品登録システムを整理し、令和 4年10月より適正な事務処理を行っております。

## 5 出納員印の管理について

出納員印については、毎週金曜日に出納員が出納員印の保管状況の確認を行い、公印(出納員印)保管確認簿に確認した旨を記入するとともに、毎月の最終確認日には出納員及び担当職員が、その月における出納員印の保管状況に問題がなかったことを確認し、公印(出納員印)保管状況報告書の該当月の決裁欄に署名又は押印するよう会計管理者から通知されている。

ところで、公印(出納員印)保管確認簿は作成しているが、公印(出納員印)保管状況報告 書は作成していない。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

#### 措置済

指摘事項につきましては、保管状況報告書を作成し、監査指摘以降、適正な事務処理を行っております。

## 介護認定課

## 1 資金前渡事務について

当課では、財務規則第 41 条の規定に基づき、駐車場使用料について、毎月、資金の前渡を 受けている。

ところで、前渡資金を口座から出金せず、精算前の前月分の前渡資金から支払っているもの が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

## 措置済

当月分の前渡資金を出金した後に使用するように取り組み、令和 4 年 11 月から適正な事務処理を行っております。

## 2 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。また、同規則第 193 条において、備品については、備品整理票をはり付けるなどにより、品名、整理番号(以下「品名等」という。)を表示しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、登録されていないものや品名等を表示していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

#### 措置済

適正に備品を登録し、品名・整理番号が表示されたシールを貼付し表示するように取り組み、 監査実施後、速やかに適正な事務処理を行っております。

## 障害施策推進課

1 障害者グループホーム整備促進事業補助金交付事務について

当課では、市内における障害者グループホームの新規開設を促進し、障害者が住み慣れた地域で継続して生活できることや、地域生活への円滑な移行の推進を図ることを目的に、障害者グループホーム整備促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)を制定し、市内で新たに開設される障害者グループホームについて、必要な消防用設備の整備に係る費用の一部を補助している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 起案を行わないまま、押印廃止等の要綱改正を行い、令和3年7月1日付けで施行しているもの。
- (2) 要綱において、完了報告書を補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出すると規定しているものの、完了報告書に補助事業完了の日を記載させておらず、提出起算日が不明となっているもの。

#### 措置内容

#### 措置済

- (1)押印廃止等の要綱改正につきましては、令和5年2月1日付けで、適切に起案決裁を行いました。
- (2)上記の要綱改正にあわせて、完了報告書に補助事業完了日を記載させ、適切に修正を行いました。

## 2 障害者社会参加等促進事業補助金交付事務について

当課では、障害者の福祉の増進を図ることを目的に、障害者社会参加等促進事業補助金交付 要綱(以下「要綱」という。)を制定し、補助金を交付している。

ところで、企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、実績報告への領収証書等(写し)の添付を義務付けるように定められているものの、要綱でこれについて規定しておらず、添付もされていない。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

#### 措置済

指摘事項につきましては、領収書の写しや経理一覧の写し(領収書は現物を確認済)の提出 を求め、適切な処理を行いました。

要綱上領収書と明記はありませんが、14条2項(3)その他市長が必要と認める書類に含まれているものと考えています。

## 3 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 見積書に内訳などの積算根拠が記載されていないもの。
- (2) 契約書に適正な支払日に関する条項を規定していないもの。
- (3) 契約書に規定している収支精算書及び事業実績報告書が提出されていないもの。

## 措置内容

#### 措置済

- (1)令和5年4月1日付の契約書において、見積書に内訳などの積算根拠の記載を求め、 適切に処理しました。
- (2) 令和5年4月1日付の契約書に、支払日に関する条項第4条2項を規定しました。
- (3)令和5年3月末付けで令和4年度の契約にかかる収支精算書及び事業実績報告書の提出を求め、適切に処理しました。

## 4 備品の管理について

財務規則第 193 条において、備品については、備品整理票をはり付けるなどにより、品名、 整理番号(以下「品名等」という。)を表示しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、品 名等を表示していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

措置済
令和5年1月に品名、整理番号が表示されている備品ラベルを貼付しました。

## 障害福祉認定給付課

## 1 自立支援給付費過払いに係る返還金の調定事務について

当課では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援 法)に基づき、事業者に対し自立支援給付費を支給しているが、過払いが判明したときには、 返還させている。

ところで、支給した年度に返還されないまま未納となっている返還金の一部について、収納 後の事後調定として事務処理を行っている。

返還金の状況を正確に把握し、回収を確実にするため、事前調定へ変更されたい。

#### 措置内容

#### 措置済

令和4年度の未納となっている返還金の一部についての調定事務は、事前調定へ変更しました。返還金の状況を正確に把握するとともに、回収を確実にできるよう対応してまいります。

## 2 資金前渡事務について

当課では、財務規則第 41 条の規定に基づき、通行料及び駐車場使用料について、毎月、資金の前渡を受けている。

ところで、前渡資金を使用せず立替払をしているものが見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

## 措置済

当課の資金前渡事務マニュアルを見直しし、駐車場使用料については事前に前渡資金を口座から出金しておくこと、通行料については使用日時を事前に申し出ることを定め、令和5年1月から適正な事務処理を行っております。

## 3 障害者福祉システム維持管理業務委託契約について

当課では、障害者福祉システム維持管理業務について、業者と委託契約を締結している。 ところで、契約書において、支払請求は、検査に合格した旨の通知を受けたときに書面によ り行うと規定しているが、合格した旨を通知していない。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

## 措置済

現契約書にもとづき委託業務終了後、令和5年4月6日付けで検査に合格した旨の通知を書面にて相手方に発出いたしました。契約書にもとづき、適正な事務処理を行ってまいります。

## 障害児サービス課

## 資金前渡事務について

当課では、財務規則第 41 条の規定に基づき、駐車場使用料について、毎月、資金の前渡を 受けている。

ところで、前渡資金を使用せず立替払をしているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

## 措置済

指摘を受け、出納室作成「公金取扱いマニュアル」「会計事務の手引き」を再確認するよう 周知するとともに、令和4年11月より事前に資金前渡の口座から出金した現金を鍵付きの保管 場所で保管の上、駐車場使用料については立替払が発生しないように、適正な事務処理を行っ ております。

## 長瀬障害者センター

1 デイサービス利用者負担金の収納事務について

当センターでは、デイサービスに係る利用者負担金の収納事務を行っている。 ところで、当該収納事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 事前調定において、債務者を利用者とすべきところを出納員である当館長としているも の。
- (2) 財務規則第23条において、各部等の長は調定をしたときは、直ちに納入義務者に対して納入通知書を交付しなければならないと規定されているが、納入通知書を交付していないもの。

#### 措置内容

#### 措置済

- (1)指摘事項につきましては、事前調定において債務者を利用者とし、令和4年12月分の利用者負担金より適正な事務処理を行っております。
- (2) 指摘事項につきましては、調定をしたときは、直ちに納入義務者に対して納入通知書の 交付を行い、令和4年12月分の利用者負担金より適正な事務処理を行っております。

# 2 資金前渡事務について

当センターでは、財務規則第 41 条の規定に基づき、通行料、駐車場使用料や調理訓練のための材料費などについて、複数の資金の前渡を受けている。

ところで、資金前渡職員は、自らが管理する現金及び預金について現金出納簿により前渡資金の動きを明らかにする必要があるが、実際に支払をした日付、金額について記載すべきところこれを記載せず、口座から出金した日付、金額を記載し、さらに、支払残額が発生した場合にはこれを収入として記載するなど、多数の記載誤りが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

## 措置済

指摘事項につきましては、現金出納簿への適正な記載方法について課内で周知し、令和4年 12月分の前渡資金より適正な事務処理を行っております。

## 3 警備業務委託契約について

当センターでは、夜間や休日の機械警備業務について、業者と委託契約を締結している。 ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書に、破産法等に基づく解除に係る違約金に関する条項が規定されていないもの。
- (2) 契約書に、独占禁止に係る違約金に関する条項が規定されていないもの。
- (3) 仕様書において、警備実施事項を毎月の業務完了後に報告すると規定しているが、報告されていないもの。
- (4) 仕様書において、異常事態に対処した場合又は定期点検を行った場合は、その都度、結果を報告すると規定しているが、報告されていないもの。

## 措置内容

#### 措置済

- (1)指摘事項につきましては、令和5年4月1日付で締結した変更契約書に破産法等に基づ く解除に係る違約金に関する条項を規定し、適正な事務処理を行っております。
- (2) 指摘事項につきましては、令和5年4月1日付で締結した変更契約書に独占禁止に係る 違約金に関する条項を規定し、適正な事務処理を行っております。
- (3)指摘事項につきましては、警備実施事項を毎月の業務完了後に報告するよう求め、令和 5年3月分より適正な事務処理を行っております。
- (4)指摘事項につきましては、令和5年3月より異常事態に対処した場合又は定期点検を行った場合はその都度、結果を報告するよう求め、適正な事務処理を行っております。

# 4 公印及び出納員印の管理について

公印については、毎週末に公印取扱責任者等が公印の確認後、公印保管確認簿に確認した旨 を記入するとともに、月末には公印管守者及び公印取扱責任者が、公印及び該当月の公印保管 確認簿を確認の上、公印保管状況報告書の該当月の欄に署名又は押印するよう法務文書課長か ら通知されている。

また、出納員印については、毎週金曜日に出納員が出納員印の保管状況の確認を行い、公印 (出納員印)保管確認簿に確認した旨を記入するとともに、毎月の最終確認日には出納員及び 担当職員が、その月における出納員印の保管状況に問題がなかったことを確認し、公印(出納 員印)保管状況報告書の該当月の決裁欄に署名又は押印するよう会計管理者から通知されてい る。

ところで、公印については、公印保管状況報告書を作成しておらず、出納員印については、 公印(出納員印)保管確認簿及び同保管状況報告書をいずれも作成していない。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

#### 措置済

指摘事項につきまして、公印については令和4年12月分より公印保管状況報告書を作成し、 出納員印についても、令和4年12月分より公印(出納員印)保管確認簿及び同保管状況報告 書を作成し、適正な事務処理を行っております。

# 荒本障害者センター

# 1 機能訓練業務委託契約について

当センターでは、機能訓練業務について、社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団と委託契約 を締結している。

ところで、契約書において、委託業者は、業務終了後速やかに報告書を提出し精算すると規 定しているが、提出されていない。

適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

## 措置済

指摘事項につきましては、令和3年度分を令和4年12月1日付で業務完了報告書を受理し、 精算が不要であることを確認しました。令和4年度以降も適正な事務処理を行っております。

# 2 行政財産の目的外使用許可事務について

当センターでは、所管する土地への電柱設置について、財務規則第 149 条第 3 項の規定により許可申請書(以下「申請書」という。)の提出を受け、使用許可を行っている。また、電柱の設置使用料(以下「使用料」という。)については、行政財産使用料条例施行規則第 2 条第 6 項及び道路占用料徴収条例第 2 条の規定により、電柱の種別ごとに算出している。

ところで、申請書にその算出の根拠となる電柱の種別の記載を求めておらず、使用許可の起 案時に使用料の根拠を確認しないまま決定を行っている。

申請者に電柱の種別の記載を求め、使用許可時には算出根拠を明確にしたうえで、使用料を決定されたい。

# 措置内容

## 措置済

指摘事項につきましては、監査指摘後、行政財産使用許可申請書により電柱の種別の記載を確認し、算出根拠を明確にしたうえで使用料を決定しました。今後も適正な事務処理を行ってまいります。

# 3 公印の管理について

公印については、毎週末に公印取扱責任者等が公印の確認後、公印保管確認簿に確認した旨を記入するとともに、月末には公印管守者及び公印取扱責任者が、公印及び該当月の公印保管確認簿を確認の上、公印保管状況報告書の該当月の欄に署名又は押印するよう法務文書課長から通知されている。

ところで、公印保管確認簿は作成しているが、公印保管状況報告書は作成していない。 適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

# 措置済

指摘事項につきましては、監査実施後、速やかに公印保管状況報告書を適切に作成しました。 以降は、適正な事務処理を行っております。

# 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

- 1. 通知を行った者 東大阪市教育長 古 川 聖 登
- 通知を受けた日
  令和5年9月6日
- 3. 監査結果に関する報告 令和 5 年 3 月 27 日監報第 10 号 監査結果報告書
- 4. 監査の対象 教育委員会事務局 教育政策室所管事務

# 教育政策室

タクシー乗車券使用契約について

当室では、業者とタクシー乗車券使用契約を締結している。

ところで、契約書において、権利の譲渡等の制限に関する条項が規定されていない。

適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

措置済
令和5年度の契約書より権利の譲渡等の制限に関する条項を規定いたしました。

# 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

- 1. 通知を行った者 東大阪市教育長 古 川 聖 登
- 通知を受けた日
  令和5年8月31日
- 3. 監査結果に関する報告 令和 5 年 3 月 27 日監報第 12 号 監査結果報告書
- 4. 監査の対象 教育委員会事務局 施設整備室所管事務

# 施設整備室

1 市立小中学校施設管理業務委託契約について

当室では、市立小中学校施設管理業務について、業者と長期継続契約を締結している。 ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 当初の契約締結時に提出された暴力団排除条例に基づく誓約書の原本が見当たらないもの。
- (2) 仕様書において、委託業者は、毎日の機械警備の解除及び起動の時間が記載された機械 警備報告書を翌月初めに速やかに提出すると規定しているが、提出されていないもの。

# 措置内容

## 一部措置済

- (1)指摘事項につきまして、当該誓約書原本の所在確認を引き続き行ってまいりましたが、 未だ発見には至っておりません。なお、令和5年10月以降の当該業務の契約事務に際しては、 書類の所在について担当内で情報を共有し、より一層適正な事務処理を行ってまいります。
- (2)ご指摘を踏まえ、改善に取り組み、令和5年1月分より適正な事務処理を行っております。

# 2 産業廃棄物処理委託契約について

当室では、市立中学校における劇・毒物試薬等廃棄処理について、業者と委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書については、受託者が使用している標準的なひな形に基づいて作成していること から、当該委託契約に必要な種別のマニフェスト以外も規定されているもの。
- (2) 契約書に適正な支払日に関する条項を規定していないもの。
- (3) 業務完了報告書に代わるものとして提出されるマニフェストの保存期間については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において5年と規定されているが、当該委託業務に係る文書の保存期間が3年となっているもの。

## 措置内容

## 一部措置済

- (1)(2)次回の当該業務の契約事務に際しては、契約書内容を十分確認の上、適正な事務処理を行ってまいります。
- (3) ご指摘の事項を踏まえまして、法務文書課と調整を行い、当該業務に係る文書の保存期間を5年に補正いたしました。

# 3 市立小学校電子黒板等一式賃貸借契約について

当室では、市立小学校の全普通教室に、電子黒板・実物投影機等を配備するため業者と長期 継続契約を締結している。

ところで、長期継続契約に関する事務取扱要領第5条の規定に該当する場合は、契約課長に 合議するとともに、契約締結後、契約の相手方・契約期間等その内容を記載した報告書を契約 課長に提出すると規定されているが、報告書を提出していない。

適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

措置済	
令和5年2月14日に、報告書を提出いたしました。	

# 4 市立小学校プレハブ教室等賃貸借契約について

当室では、市立小学校プレハブ教室等の賃貸借契約について、業者と令和2年9月1日から 令和7年3月31日までの契約を締結している。

ところで、契約書において、物件を市に引渡すと同時に火災保険に付すとし、保険契約の写 しを提出すると規定しているが、提出された写しの保険期間が令和2年9月1日から令和3年 4月1日までとなっている。

適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

## 措置済

ご指摘を踏まえ、賃貸借業者より保険契約締結済の令和3年度及び令和4年度分の保険契約の写しを追加で提出いただきました。また、令和5年度分につきましても保険契約の写しを提出いただいています。今後につきましても、賃貸借業者にて保険契約更新後、速やかに保険契約の写しを提出していただき、適正な事務処理を行ってまいります。

# 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

- 1. 通知を行った者 東大阪市教育長 古 川 聖 登
- 通知を受けた日
  令和5年9月5日
- 3. 監査結果に関する報告 令和 5 年 3 月 27 日監報第 13 号 監査結果報告書
- 4. 監査の対象 教育委員会事務局 学校教育部所管事務

# 学校教育推進室

# 1 市立学校園教育活動支援事業費補助金交付事務について

当室では、市立学校園の特色ある工夫された教育活動を支援し教育力を総合的に高めること を目的に、市立学校園教育活動支援事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)を制定し、 補助金を交付している。

ところで、要綱に規定している実績報告書に必要な項目が記載されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

## 措置済

ご指摘を踏まえ、令和4年度より要綱に規定している必要な項目が記載された実績報告書を 受領し、適正な事務処理を行っております。

今後も適切な事務執行に努めてまいります。

# 2 愛ガード運動推進事業の実施について

当室では、通園通学時の園児・児童・生徒の安全確保に資するため、学校園・地域・家庭の 連携の下、地域の子どもは地域で守るための活動として愛ガード運動推進事業を、小学校区で 組織する愛ガード運動推進委員会に事業委託している。

ところで、当該事業は平成 17 年度から実施しているが、学校規模や活動実績等が変化している現在では委託料の算定基礎を明確に説明できない状況となっている。

前回の監査でも指摘したとおり、時間の経過とともに学校規模や活動実績等は変化していく ものと考えられることから、算定基礎の検証を行い、説明責任を果たされたい。

## 措置内容

## 改善中

監査実施後、委託料の見直しも含めた算定基礎の検証を進めておりますが、作業には時間を要し、確定に至っておりません。十分な説明責任が果たせるよう今後も継続して算定基礎の検証を行い委託先への説明等を進めてまいります。

# 3 タクシー利用に係る賃貸借契約について

当室では、市立学校園に在籍する園児、児童又は生徒のうち、身体に障害を有する者の通園 又は通学を保障することを目的として、複数の業者とタクシー利用に係る賃貸借契約を締結し ている。

ところで、契約書において、乗車運賃は基準額に利用時間に応じた金額を加算すると規定しているものの、利用ごとの実際の利用時間を確認していない。

適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

## 措置済

タクシー利用に係る実際の利用時間の確認につきましては、関係書式や手続きを見直すとと もに、改めて学校園に周知を行い、令和5年4月より適正な事務処理を行っております。 今後も適切な事務執行に努めてまいります。

## 4 外国語指導講師活用業務労働者派遣契約について

当室では、外国語指導講師活用業務について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律に基づき、業者と労働者派遣契約を締結している。

ところで、当該労働者派遣契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 仕様書において、派遣する指導講師選任の要件として、大学卒業資格を有すること、日本国内の学校現場での英語教育の指導経験を有すること、出入国管理及び難民認定法別表第1の表の教育の在留資格をもって在留する者等を規定しているが、これらの要件を満たしていることが確認できる資料の提出を求めていないもの。
- (2) 当該労働者派遣契約とは別に、毎年度、労働者派遣個別契約を締結しているが、契約書 中、別紙記載としている項目について、別紙を添付していないもの。

## 措置内容

## 措置済

- (1) 指導講師選任要件の確認資料につきましては、監査実施後に受領、確認し、適正な事務 処理を行っております。
- (2) 労働者派遣個別契約添付書類につきましては、監査実施後に受領、確認し、適正な事務 処理を行っております。

ご指摘を踏まえ、今後も労働者派遣契約における各種の確認作業を徹底し、適切な事務執行 に努めてまいります。

# 5 緊急時対応タクシー券の管理について

当室では、市立学校園緊急時対応タクシー券使用取扱要綱(以下「要綱」という。)に基づき、市立学校園の園児・児童・生徒等に関わる緊急対応事象に対応するため、タクシー券を各学校園に配布している。

ところで、要綱において、タクシー券を使用した学校園は、タクシー券使用記録を提出する と規定しているが、タクシー券使用記録に記入誤りや記入漏れが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

## 措置済

タクシー券使用記録につきましては、関係書式を見直すとともに、改めて学校園に周知を行い、令和5年4月より適正な事務処理を行っております。

今後も適切な事務執行に努めてまいります。

# 6 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。また、同規則第 193 条において、備品については、備品整理票をはり付けるなどにより、品名、整理番号(以下「品名等」という。)を表示しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものや品名等を表示していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

## 措置済

現物が見当たらない備品につきましては、物品返納書兼不用物品報告書を提出するとともに 備品整理票の貼付も行い、令和5年2月より適正な事務処理を行っております。

今後も適切な事務執行に努めてまいります。

## 学事課

#### 1 奨学資金貸与事務について

当課では、就学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び大学の修学が困難な者に対し、奨学資金貸与条例に基づき奨学資金を貸与している。

ところで、奨学資金貸付金に係る返還金の収入未済額の年度別残高は、令和元年度 49,630,908 円、令和 2 年度 38,392,473 円、令和 3 年度 28,457,073 円となっており、従前か らの回収業務の強化に加え、債権回収業務の委託により、減少傾向となっている。

返還金は次の貸付希望者の原資となることから、引き続き未収金の回収に努められたい。

# 措置内容

## 改善中

令和4年度末の収入未済額は、20,180,573円(決算見込)となっています。奨学資金返還金の 未収金回収については、督促や債権回収会社への委託等未納者への接触機会の増加や、細やか な督促や支払督促をはじめとした法的手続きの積極的な採用により、これまでも一定の成果(債 権回収会社による回収額は4,622,700円)を挙げています。引き続き、同様に未収金の回収に 努めるとともに、返還金は次世代の奨学生の原資であることを伝えていくなど返還への慫慂を 行うことで、新たな未納の発生を予防するなどにも取り組んでまいります。

# 2 就学援助費支給事務について

就学援助条例に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより義務教育の円滑な実施に資することを目的に、就学援助費を支給している。

ところで、当該支給事務について、以下の留意する事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 教育委員会専決規程別表において、要保護児童生徒の認定に係る決裁区分は部長と規定されているが、課長が決裁を行っているもの。
- (2) 過払いに係る返還金の過年度未収金が令和4年4月に納付されているが、令和3年度の 歳入として収入しているもの。

# 措置内容

#### 措置済

(1) 令和4年8月26日以降の要保護児童生徒の認定に係る決裁区分については、ご指摘を 受け部長決裁と改めました。

今後も適正な事務処理を行ってまいります。

(2) 今後、同様の事例が生じたときには、関係法令を確認し適切な処理を行ってまいります。

# 3 市立小学校プレハブ教室等賃貸借契約について

当課では、市立小学校のプレハブ教室等について、業者と賃貸借契約を締結している。 ところで、仕様書において、火災保険、工事保険及び賠償責任保険に加入し、市に写しを提 出すると規定しているが、提出された写しが見当たらず、不明となっている。

適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

# 措置済

定期監査実施後、ご指摘を踏まえ、業者から火災保険証の写し及び工事保険証の写しを徴取いたしました。

今後はこのようなことがないよう注意し、適正な事務処理を行ってまいります。

#### 教職員課

## 1 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約締結起案に業務仕様書を添付せずに回議しているもの。
- (2) 暴力団排除条例に基づく誓約書の提出が遅延しているもの。
- (3) 契約保証金の納付が遅延しているもの。
- (4) 契約書に、独占禁止に係る違約金に関する条項が規定されていないもの。
- (5) 主な業務のすべてを再委託しているもの。
- (6) 再委託承認願は提出されているものの、個人情報並びに特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(以下「個人情報等の取扱いに関する特記事項」という。)で規定している再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策、再委託先に対する管理及び監督の方法が記載されておらず、さらに、書面での承認を行っていないもの。
- (7) 個人情報等の取扱いに関する特記事項において、個人情報等の受渡しを行う際は、個人 情報等の預かり証を提出しなければならないと規定しているが、提出されていないもの。

# 措置内容

# 一部措置済

- (1)監査日以降の契約については、業務仕様書を契約締結起案に添付していますが、一部の 債務負担行為にかかる契約締結起案につきましては、ご指摘以前に契約締結しているため、業 務仕様書の添付ができていません。今後は、このようなことがないように適切な事務処理を行ってまいります。
- (2) ご指摘を踏まえ、監査日以降は契約業者に提出を求め、遅延なく受領しています。今後 につきましても、適切な事務処理を行ってまいります。
- (3) ご指摘を踏まえ、監査日以降は契約業者に納付を求め、遅延なく受領しています。今後につきましても、適切な事務処理を行ってまいります。
- (4)監査日以降の契約については、独占禁止に係る違約金に関する条項を規定いたしました。 なお、一部の債務負担行為にかかる契約締結起案につきましては、監査前に契約締結している ため、独占禁止に係る違約金に関する条項の規定がない契約書となっています。今後は、この ようなことがないように適切な事務処理を行ってまいります。
- (5)監査日以降に主な業務のすべてを再委託する契約はありませんが、今後も同種の契約を する場合は主な業務のすべてを再委託することがないよう適切な事務処理を行ってまいりま す。
- (6)監査日以降に再委託する契約はありませんが、今後はご指摘を踏まえ、再委託する業務がある場合は再委託先との個人情報等の特記事項について適切な事務処理を行ってまいります。
- (7) ご指摘を踏まえ、監査日以降の契約については、契約業者に預かり証の提出を求め、受 領いたしました。今後も個人情報取り扱い等の観点を意識し、適切な事務処理を行ってまいり ます。

2 検診器具滅菌業務委託契約について

当課では、検診器具滅菌業務について、業者と委託契約を締結している。 ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 仕様書において、委託業務を実施する施設については、医療関連サービスマークの認定 を有する施設であることと規定しているが、その確認を行っていないもの。
- (2) 仕様書において、滅菌業務を実施する施設には責任者を常時配置し、その氏名を届け出ると規定しているが、届出されていないもの。
- (3) 仕様書において、すべての滅菌物に固有のナンバーを付与し、そのナンバーに紐付けされた品質管理記録を業務完了後に提出すると規定しているが、提出されていないもの。
- (4) 仕様書において、器具の点検時に不良品が発生した場合は、受託者の負担で処分し、最 終処分の完結を証するマニフェストの写しを提出すると規定しているが、提出されていな いもの。

# 措置内容

#### 一部措置済

(1) ご指摘を踏まえ、医療関連サービスマークの認定を有する施設であることは、令和5年 2月に確認を完了いたしました。

今後につきましても、適切な事務処理を行ってまいります。

(2) ご指摘を踏まえ、令和5年度は契約業者に届け出の提出を求め、遅延なく受領し、施設 責任者を確認いたしました。

今後につきましても、適切な事務処理を行ってまいります。

(3) 令和5年度の業務は完了しておりませんが、ご指摘を踏まえ、業務完了後に品質管理記録を提出するよう求め、品質確認記録を確認いたします。

今後につきましても、適切な事務処理を行ってまいります。

(4) 令和5年度は器具の不良品は発生していませんが、ご指摘を踏まえ、同様の事象が生じた場合には、マニフェストを受領し、適切な事務処理を行ってまいります。

## 3 郵便切手の管理について

切手は現金同様の価値を有するものであり、また現金への換金も可能であることから、切手 の管理は現金と同様に厳正に行わなければならない。

ところで、切手の管理において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 受払簿に記載された切手残高と実際の切手残高に差異が生じているもの。
- (2) 保管場所の施錠を行っていないもの。

## 措置内容

## 措置済

(1) ご指摘を踏まえ、未記載であった切手につきましては、使用者の記載漏れであったため 令和5年1月24日に受払簿に記載したとともに所属職員に切手使用の事務の流れを再度、周 知しました。

今後は、チェック体制の強化に取り組み、適正な事務執行に努めてまいります。

(2) ご指摘を踏まえ、切手保管につきましては、令和5年1月24日に施錠できる場所に変 更いたしました。

今後は、切手の管理の重要性を再認識し、厳正に管理を行ってまいります。

# 4 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。また、同規則第 193 条において、備品については、備品整理票をはり付けるなどにより、品名、整理番号(以下「品名等」という。)を表示しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものや品名等を表示していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

## 措置済

現物が見当たらないものについて、現物の所在を確認できなかったため、備品管理システムで削除の処理を行いました。品名等を表示していないものについては、令和5年2月1日に備品整理票を貼り付けいたしました。

## 学校給食課

1 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 見積書に内訳などの積算根拠が記載されていないもの。
- (2) 契約書において、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託する場合にはあらかじめ書面による市の承諾を得ると規定しているが、書面による承諾を得ずに再委託されているもの。
- (3) 仕様書において、保守点検計画表を提出すると規定しているが、提出されていないもの。
- (4) 変更契約時の履行保証保険証書の提出が遅延しているもの。

## 措置内容

#### 一部措置済

- (1) 指摘事項につきましては、各民間業者の考え方に基づき作成されており、業者によっては内規等により料金が規定されているものがあることから、その事業の形態等を研究 しながら、検討を進めたいと考えております。
- (2) 次回の契約より、再委託についての精査を進めながら、再委託する場合については、 あらかじめ書面による承諾を行った上で、契約を締結してまいります。
- (3) ご指摘を踏まえ、令和5年2月に保守点検計画表を徴収しました。
- (4) ご指摘を踏まえ、令和5年1月に変更金額分の履行保証保険契約証明書を徴収しました。

## 2 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。また、同規則第 193 条において、備品については、備品整理票をはり付けるなどにより、品名、整理番号(以下「品名等」という。)を表示しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものや品名等を表示していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

## 措置済

ご指摘を踏まえ、現物が見当たらないものについては、令和5年1月11日付で物品返納 書兼不用物品報告書の提出を行いました。

また、品名などを表示していなかったものについては、ご指摘を受けて監査実施後、速や かに備品整理票の貼り付けを行いました。

## 教育センター

#### 1 契約事務について

(1) 予定価格の公表については、行政管理部が作成した業務委託契約・リース契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性が確保できないと認められる場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当センターでは、起案に事前公表とする具体的な理由を記載しないまま、入 札に際して予定価格を事前に公表しているものが見受けられた。

事前公表は公表された予定価格等が目安となることで競争が制限され、業者の積算努力 が損なわれるという側面がある。これを踏まえ慎重に判断したうえで、事前公表とする場 合は説明責任を果たせるようにその理由を明らかにされたい。

- (2) 見積書に内訳などの積算根拠が記載されていないものが見受けられた。 適正な事務処理をされたい。
- (3) 長期継続契約において、長期継続契約に関する事務取扱要領第5条の規定に該当する場合は、契約課長に合議するとともに、契約締結後、契約の相手方・契約期間等その内容を記載した報告書を契約課長に提出すると規定されているが、提出していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

(4) 履行保証保険契約について、保証金の額が市との契約書で規定している額に満たないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

(5) 契約書において、労働関係法令の遵守について市に報告しなければならないと規定して いるが、報告されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

## 措置済

- (1) 令和4年度の契約より事後公表を基本に事務を行っておりますが、今後も適正な事務処理を行ってまいります。
- (2) 当該賃貸借契約は令和5年3月21日で終了しました。今後、同種の契約がある場合は、 積算根拠が明確な見積書を求め、適正な事務処理を行ってまいります。
- (3)監査実施日後、速やかに未提出分を提出し、是正しております。今後は委託契約の着手時に確認を行い、適正な事務処理を行ってまいります。
- (4)監査実施日後、速やかに適正な額で提出させ、是正しております。今後は委託契約の着 手時に確認を行い、適正な事務処理を行ってまいります。
- (5) 監査実施日後、速やかに未提出分は提出させ、是正しております。今後は委託契約の年 度更新時に必要書類の提出を早急に求めるようにし、適正な事務処理を行ってまいります。

2 行政財産の目的外使用許可事務について

当センターでは、所管する土地の一部について行政財産の使用許可を行っている。 ところで、当該許可事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

(1) 所管する土地への電柱設置について、財務規則第 149 条第 3 項の規定により許可申請書 (以下「申請書」という。)の提出を受け、使用許可を行っている。また、電柱の設置使用 料(以下「使用料」という。)については、行政財産使用料条例施行規則第 2 条第 6 項及 び道路占用料徴収条例第 2 条の規定により、電柱の種別ごとに算出している。

ところで、申請書にその算出の根拠となる電柱の種別の記載を求めておらず、使用許可 の起案時に使用料の根拠を確認しないまま決定を行っている。

申請者に電柱の種別の記載を求め、使用許可時には算出根拠を明確にしたうえで、使用 料を決定されたい。

(2) 令和3年度に決定した使用料について、令和4年度の歳入として調定しているものが見 受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

#### 措置済

- (1)監査実施日以後に申請があった令和5年度分の行政財産の使用許可の申請書には電柱の種別の記載を行ったものを徴取しており、算出根拠を明確にしたうえで使用料を決定しました。 今後も適正な事務処理を行ってまいります。
- (2)令和4年度は適正に事務処理を行っておりますが、今後も適正な事務処理を行ってまいります。

# 3 備品の管理について

財務規則第174条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

# 措置済

指摘に基づき、令和5年1月17日に物品返納書兼不用物品報告書の提出を行いました。 今後も適正な事務処理を行ってまいります。

## 高等学校課(日新高等学校)

#### 1 授業料の未収金について

高等学校授業料(以下「授業料」という。)の未収金については、平成30年度決算で429,300円であったものが、令和元年度決算で1,242,000円と大幅に増加し、直近の令和3年度決算では1,390,500円と更に増加している。

平成 26 年度に開始された高等学校等就学支援金(以下「支援金」という。)制度が継続される中、実際に授業料を支払う支援金受給対象外の方は、経済的に負担能力が高い方が主であり、 督促等の効果も期待できると考えられる。

負担の公平性の観点から、未収金解消に向け積極的に対処されたい。

# 措置内容

#### 改善中

督促業務として、在籍中の生徒には自宅への電話連絡、クラス担任を通じての連絡、督促状を郵送し、納付の義務があることを伝え、卒業生については、定期的に自宅等へ訪問し授業料滞納について説明し納付するよう伝えております。

今後も未収金解消に向けて督促業務に努めてまいります。

【平成30年度】(授業料滯納額:429,300円)

(内訳): 当該年度: 198,000円 過年度: 231,300円

【令和元年度】(授業料滯納額:1,242,000円)

(内訳): 当該年度: 920, 700円 過年度: 321, 300円

【令和2年度】(授業料滯納額:1,360,800円)

(内訳): 当該年度: 386, 100円 過年度: 974, 700円

【令和3年度】(授業料滯納額:1,390,500円)

(内訳): 当該年度: 277, 200円 過年度: 1, 113, 300円

【令和4年度】<u>(授業料滯納額:1,717,200円)</u>

(内訳): 当該年度: 504,900円 過年度: 1,212,300円

# 2 高等学校等就学支援金収納事務について

高等学校授業料(以下「授業料」という。)については、平成26年度に高等学校等就学支援金(以下「支援金」という。)制度が開始され、受給対象となった方の授業料については、大阪府を通じて交付される支援金を充てることとされている。

ところで、令和 2 年度に当課が設置されて以降、授業料に充てるべき支援金を誤って、歳入 科目(款)府支出金に充てている。

適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

## 改善中

令和4年度の支援金は授業料に充てておりますが、事務処理を遅延したため、当年度の歳入とならず、令和5年度の歳入となっております。

今後、授業料の振替処理については適正な事務処理を行い、また処理確認についても複数の職員で大阪府からの通知を確認し、歳計外現金として受けた段階で直ぐに振替処理を行ってまいります。

## 3 トップアスリート派遣業務委託契約について

当課では、日新高等学校ラグビー部の指導等をトップアスリートに行ってもらうため、業者 と委託契約を締結している。

ところで、提出されている実施報告は、実施日のみの報告となっており、仕様書に規定する 指導内容等が確認できない。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

### 措置済

ご指摘を踏まえ、令和5年3月末には実施日、指導内容等が記載された報告書を受領しております。

今後も受領した報告書の内容を十分に確認し、適正な事務処理に努めてまいります。

## 4 行政財産の目的外使用許可事務について

当課では、日新高等学校に設置している厨房室、購買部等の行政財産について、使用許可に 関する事務を行っている。

ところで、当該許可に関する事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 行政財産使用許可申請時に求めている書類の一部が、提出されていないもの。
- (2) 実費負担として徴収している光熱水費について、納付書の氏名を負担者とすべきところ を日新高等学校としているもの。

#### 措置内容

- (1) 令和5年1月に必要書類の提出を受け、適正な事務処理を行っております。 今後も行政財産の使用許可をする場合は、提出書類を漏れなく確認し、適正な事処理に努め
- てまいります。
- (2) 令和5年1月より納付書の氏名を変更しました。今後、実費負担として徴収しております光熱水費については出納事務マニュアルに追記し、適正な事務処理に努めてまいります。

## 5 郵便切手の管理について

切手は現金同様の価値を有するものであり、また現金への換金も可能であることから、切手 の管理は現金と同様に厳正に行わなければならない。

ところで、当課では受払簿を作成しないまま、実際に切手を使用する日新高等学校へ払い出 している。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

### 措置済

監査実施後、速やかに高等学校課でも管理簿を作成し、適正な事務処理を行っております。 今後も郵便切手の適正な管理に努めてまいります。

## 6 備品の管理について

財務規則第174条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

### 措置済

令和5年1月19日付けで、物品返納書兼不用物品報告書の提出を行いました。 今後も備品管理について適正な事務処理に努めてまいります。

# 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

- 1. 通知を行った者 東大阪市教育長 古 川 聖 登
- 通知を受けた日
  令和5年9月4日
- 3. 監査結果に関する報告 令和 5 年 3 月 27 日監報第 14 号 監査結果報告書
- 4. 監査の対象 教育委員会事務局 社会教育部所管事務

#### 社会教育課

1 公の施設の指定管理について

当課が所管する市民多目的センターについては、公募で選定された指定管理者が市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 協定書において、管理経費は2期に分割して支払うと規定しているが、支払日を規定していないもの。
- (2) 月次報告書において、協定書で規定している事項が一部記載されていないもの。
- (3) 協定書において、会計年度の決算手続が完了した日から30日以内に決算関係書類を提出すると規定しているが、提出されていないもの。

#### 措置内容

## 一部措置済

- (1) 令和6年度の協定書作成の際、支払日を規定したものを作成させて頂きます。
- (2) 月例のモニタリングにて、協定書に記載のある内容の報告を口頭にて受けております。 書面での報告については、指摘を受け指定管理者に該当事項について提出を求めており、様式 を作成中との事です。
- (3)令和4年度分については、決算手続き完了後30日以内に指定管理者から決算関係資料を提出いただきました。

## 2 還付事務委託契約について

当課では、市民多目的センター使用料の徴収事務及び還付事務について、指定管理者と委託 契約を締結しており、還付事務においては、毎月還付に要する資金を指定管理者に交付してい る。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 現金管理のリスクを伴うことから、適正な事務処理をされたい。

- (1) 財務規則第49条の4第1項において、翌月5日までに委託金精算報告書を提出しなければならないと規定されているが、提出が遅延しているもの。
- (2) 財務規則第49条の4第2項において、委託金精算報告書の提出を受けたときは、支払 残額について返納の手続をとると規定されているが、資金の戻入に1か月以上期間を要し ているもの。

# 措置内容

- (1)提出の遅延について、指摘後適切に運用しております。
- (2) 返納手続きの遅延について、指摘後適切に運用しております。

## 青少年教育課

### 1 補助金交付事務について

企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、あらかじめ補助対象となる 項目や使途、費目を定めることとされている。

ところで、当課が策定している補助金交付要綱において、補助対象経費を明確に規定せず、 市長が必要と認めるものと規定している要綱が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

#### 措置済

補助金交付要綱につきましては、補助対象となる項目や使途、費目を追加する改正を行い、 令和5年4月1日に施行しました。

## 2 留守家庭児童育成クラブ事業運営・管理業務委託契約について

当課では、留守家庭児童育成クラブ事業運営・管理業務について、複数の業者と委託契約を 締結している。

ところで、契約書において、労働関係法令の遵守について市に報告しなければならないと規 定しているが、報告されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

### 措置済

未報告であった労働関係法令の遵守につきましては、直ちに報告書を提出させるとともに委 託先へ指導を行い、適正に処理を行いました。

#### 3 公の施設の指定管理について

当課が所管する児童文化スポーツセンターについては、花園中央公園エリア官民連携魅力創 出整備事業において公募で選定された指定管理者が、市との協定に基づき管理運営を行ってい る。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 花園中央公園エリアにおける指定管理施設等の管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)において、再委託する場合は、毎年度書面によりあらかじめ市の承諾を得ると規定しているが、再委託承諾申請書は提出されているものの、承諾起案を行っていないもの。
- (2) 再委託先において、業務の一部を再度委託しているもの。
- (3) 再委託承諾申請書において、花園中央公園管理運営業務共通仕様書に規定している様式が使用されておらず、必要な項目の一部が記載されていないもの。
- (4) 再委託承諾申請書に再委託先の名称が誤って記載されているもの。
- (5) 基本協定書で規定している情報の提供その他情報公開のための規程が整備されていない もの。
- (6) 基本協定書において、防火管理者を定め、書面で市に通知すると規定しているが、通知されていないもの。
- (7) 前指定管理者が購入した管理物品等を引き継ぐ際、備品登録を行っていないもの。
- (8) 月次報告書に記載の利用料金収入の金額が、現金出納簿及び利用状況内訳書の金額と一致していないもの。
- (9) 文字が小さく、容易に判読できない部分がある事業報告書を受領し、これを回議しているもの。
- (10) 児童文化スポーツセンター条例第4条に基づき実施された教育普及事業について、事業 報告書に事業ごとの収支金額が記載されていないもの。

#### 措置内容

- (1)指定管理者より提出された再委託承諾申請書につきましては、直ちに承諾の起案を行い、 適正に処理を行いました。
- (2) 再委託先における、業務の一部の再度委託につきましては、指定管理者への再々委託の 禁止の指導を行い、令和5年度より再々委託がないよう適正な処理を行っております。
- (3) 再委託承諾申請書における必要項目の一部未記載につきましては、令和5年1月以降、 必要記載項目を追加し、適正な処理を行っております。
- (4) 再委託承諾申請書における再委託先の名称誤りについては、直ちに一覧表の訂正を行い、 適正な処理を行いました。
- (5) 基本協定書に規定される情報の提供、情報公開等の規程の未整備につきましては、直ち に指定管理者と協議のうえ、「東大阪市立児童文化スポーツセンターの管理に関する情報公開 規程」策定し、令和5年4月1日より施行しております。
- (6) 防火管理者の本市への未通知につきましては、直ちに指導を行うとともに通知書を提出させ、適正な処理を行いました。
- (7)指定管理者の変更に伴う管理物品の備品登録漏れにつきましては、直ちに備品の現在高調査を実施し、必要な備品の登録と経年劣化により使用が不可能な備品の廃棄を行いました。
- (8) 月次報告書と現金出納簿及び利用状況内訳書の利用料金収入額の相違につきましては、 直ちに修正を行い、適正な処理を行いました。
- (9) 事業報告書につきましては、文字サイズを大きくすることにより、明確に報告内容を確認できるように様式の変更を行いました。令和5年度から明確に内容が確認できるように対

応しております。

(10)事業報告書における教育普及事業ごとの収支金額が未記載であったことにつきまして は、直ちに指定管理者と協議を行い、令和5年度より事業報告書に収支金額欄を設け、収支 金額を記載し、適正に処理を行っております。

## 長瀬青少年センター

#### 給食調理業務等委託契約について

予定価格の公表については、行政管理部が作成した業務委託契約・リース契約事務の手引き において、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性が確保でき ないと認められる場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当センターでは、起案に事前公表とする具体的な理由を記載しないまま、入札に際して予定価格を事前に公表しているものが見受けられた。

事前公表は公表された予定価格等が目安となることで競争が制限され、業者の積算努力が損なわれるという側面がある。これを踏まえ慎重に判断した上で、事前公表とする場合は説明責任を果たせるようにその理由を明らかにされたい。

#### 措置内容

## 改善中

次回の入札においては、事前公表・事後公表について慎重に判断した上で、事前公表とする 場合には、起案に具体的な理由を記載することにより、適正な事務処理を行ってまいります。

## 長瀬青少年運動広場

1 出納員事務について

当場長は、出納員として運動広場使用料の収納事務を所管している。 ところで、当該出納員事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 収納した現金は出納員である当場長名で収納金融機関に払い込むべきところを、長瀬青 少年センター館長名で払い込んでいるもの。
- (2) 財務規則第26条の2第1項で規定されている領収証書に出納員印を押印していないもの。

# 措置内容

- (1) 監査実施後、払い込み者名の誤りは、場長名での払い込みに変更し、適正な事務処理をおこなっています。
- (2) 監査実施後、出納員印の押印を行い、適正な事務処理をおこなっています。

## 2 備品の管理について

財務規則第174条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

### 措置済

監査実施後、現物が見当たらない備品は、備品管理システムから削除し、適切に備品管理を 行っています。

### 3 出納員印の管理について

出納員印については、毎週金曜日に出納員が出納員印の保管状況の確認を行い、公印(出納員印)保管確認簿に確認した旨を記入するとともに、毎月の最終確認日には出納員及び担当職員が、その月における出納員印の保管状況に問題がなかったことを確認し、公印(出納員印)保管状況報告書の該当月の決裁欄に署名又は押印するよう会計管理者から通知されている。

ところで、公印(出納員印)保管状況報告書は作成しているが、公印(出納員印)保管確認 簿は作成していない。

適正な事務処理をされたい。

#### 措置内容

措置済					
	監査実施後、	公印	(出納員印)	保管確認簿を作成し、	適正な事務処理を行っています。

### 荒本青少年センター

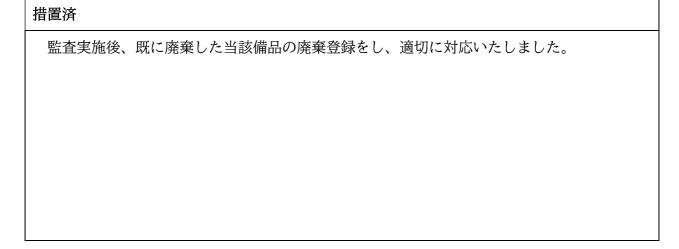
### 備品の管理について

財務規則第174条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容



## 荒本青少年運動広場

## 1 出納員事務について

当場長は、出納員として運動広場使用料の収納事務を所管している。

ところで、収納した現金は出納員である当場長名で収納金融機関に払い込むべきところを、 使用者名で払い込んでいる。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

144 mm 144

措直済 
ご指摘を踏まえ、現金利用のあった令和4年12月より適正な事務処理を行っております。

## 2 運動広場清掃業務委託契約について

当運動広場では、施設清掃業務について、業者と委託契約を締結している。 ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書において、労働関係法令の遵守について市に報告しなければならないと規定しているが、報告されていないもの。
- (2) 仕様書において、受注者は業務責任者を選任し、氏名、連絡先を記載した書類を提出すると規定しているが、提出されていないもの。
- (3) 仕様書に規定している業務実施日や業務時間と実態が異なっているもの。

## 措置内容

#### 一部措置済

- (1) ご指摘を踏まえ、令和5度分から事業者より報告されております。今後は適正な事務処理を行ってまいります。
- (2) ご指摘を踏まえ、令和5度分から事業者より提出されております。今後は適正な事務処 理を行ってまいります。
- (3) 今後は、仕様書・契約書においては、齟齬がないようにするとともに、委託事業者にも十分認識させ、次回契約時には適正な事務処理を行います。

### 3 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。また、同規則第 193 条において、備品については、備品整理票をはり付けるなどにより、品名、整理番号(以下「品名等」という。)を表示しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものや品名等を表示していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

#### 措置内容

### 措置済

現物が確認できなかった備品につきましては、令和4年11月24日付で物品返納書兼不用 物品報告書を作成し関係部署へ回議いたしました。また、現物が確認できた備品につきまして は、令和4年11月に備品整理票を貼り付けいたしました。

## 4 公用車の運行日誌について

当運動広場では、公用車を1台保有し運行日誌を備え付けている。

ところで、運行日誌に行先や運転者氏名等を記載していないものが多数見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

# 措置内容

## 措置済

ご指摘を踏まえて、令和4年11月より運行日誌の適切な記載及び安全運転管理確認票を作成いたしております。

## 5 出納員印の管理について

出納員印については、毎週金曜日に出納員が出納員印の保管状況の確認を行い、公印(出納員印)保管確認簿に確認した旨を記入するとともに、毎月の最終確認日には出納員及び担当職員が、その月における出納員印の保管状況に問題がなかったことを確認し、公印(出納員印)保管状況報告書の該当月の決裁欄に署名又は押印するよう会計管理者から通知されている。

ところで、公印(出納員印)保管確認簿と公印(出納員印)保管状況報告書のいずれも作成 していない。

適正な事務処理をされたい。

#### 措置内容

### 措置済

「公印(出納員印)保管確認簿」と「公印(出納員印)保管状況報告書」はいずれもご指摘を踏まえて令和4年11月に作成しました。

以降、会計管理者からの通知に基づいた適正な事務処理を行っております。

## 社会教育センター

1 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約締結起案で、随意契約理由の適用条項を誤って記載しているもの。
- (2) 契約書において、委託期間終了後、速やかに委託業務の成果に関する報告書を市に提出すると規定しているが、提出されていないもの。

## 措置内容

- (1) ご指摘を踏まえ、随意契約理由の適用条項の誤りにつきましては、適切に訂正しました。
- (2) ご指摘を踏まえ、未提出であった委託業務の成果に関する報告書につきましては、適切に受理しました。

### 2 公の施設の指定管理について

当センターが所管する野外活動センターについては、公募で選定された指定管理者が市との 協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。

- (1) 野外活動センター条例第9条第2項及び第3項において、施設及び附属設備の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者が同条例別表に定める額(附属設備については教育委員会が規則で定める額)の範囲内であらかじめ教育委員会の承認を得て利用料金を定めること及び教育委員会はその旨を公告することと規定されているが、これらの手続が行われていないもの。
- (2) 野外活動センター条例施行規則第9条第1項第2号において、使用許可を受けた者が使用中止の届出をしたときに利用料金を還付できる額は、教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める額と規定されているが、承認手続が行われていないもの。
- (3) 施設のリニューアルに伴い、令和4年10月1日から休所しているが、仕様書等で休所 中の管理業務の内容を規定しないまま、管理運営が行われているもの。
- (4) 協定書に基づき作成されている防犯・防災対策マニュアルについて、防犯に関して記載 されていないもの。
- (5) 協定書において、再委託の禁止を規定しているが、再委託に伴う暴力団排除に関する条項を規定していないもの。
- (6) 協定書において、業務責任者を定め書面をもって通知すると規定しているが、通知されていないもの。
- (7) 月次事業報告書において、協定書で規定している事項が一部記載されていないもの。
- (8) 公募時の指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)において、自主事業の実施 に係る取扱い等を示し、指定管理者から物販事業等3件の自主事業計画が提出されている が、仕様書に自主事業の実施について規定しておらず、募集要項で示している事業実施後 の速やかな事業報告及び収支決算報告が提出されていないもの。
- (9) 協定書において、指定管理者が要した管理経費のうち修繕料の額(以下「決算額」という。)が、市から既に支払を受けている修繕料の額に満たないときは、指定管理者はその差額を市に返還すると規定しているが、令和3年度の事業報告では、修繕料の当初予算額に対し、決算額がこれに満たず、差額が生じているにもかかわらず、当初予算額を減額補

正したとして、差額が返還されていないもの。

#### 措置内容

#### 一部措置済

- (1) 令和5年4月に、野外活動センター条例第9条第2項及び第3項に規定する利用料金に つきましては、指定管理者に対し承認通知を行うとともに、適正に公告を行いました。
- (2) ご指摘を踏まえ、利用料金に係る還付額につきましては、指定管理者に対し承認手続きを行いました。
- (3) ご指摘を踏まえ、野外活動センターのリニューアルに伴う休所期間中の業務につきましては、本市と指定管理者との間で覚書を適正に締結いたしました。
- (4) 令和5年1月に、指定管理者より「防犯マニュアル」を適切に受理いたしました。
- (5) 令和5年度の野外活動センターの管理に関する協定書第24条に規定する再委託の禁止 条項において、指定管理者が再委託する場合の「暴力団排除規定」を記載いたしました。
- (6) ご指摘を踏まえ、業務責任者の通知を適切に受理いたしました。
- (7)利用料金の収入実績につきましては、指定管理者提出の月次事業報告書により報告を受けております。また、還付内容については、現指定管理者の管理開始により、利用料金の収納方法が従来の「前払い方式」から、利用者のクレジットカードでの「後払い方式」に変更され、利用料金額から「還付額相当分」を減じた額を売り上げとして収納しており、現行システムでは還付額の把握ができない状況です。還付内容の取扱いについては、引き続き指定管理者と協議中です。

- (8)指定管理者が行う自主事業につきまして、「月次事業報告書」により月毎の事業報告及び 売上の報告を受けるよう改めました。また、令和4年度の「事業報告書」にて、収支決算報告 の提出を適切に受理いたしました。
- (9) 前指定管理者と協議の上、修繕費の差額分について精算額の報告を受け、返還額については令和5年3月30日に過年度精算金として収納いたしました。